

2022年8月8日

災害救助法適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまへの  
特別措置適用について

2022年（令和4年）8月3日からの大雨により、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	0120-826-566（平日：午前9時～午後5時30分） 03-5962-9520（平日：午前9時～午後5時30分）
--------	--

なお、2022年（令和4年）8月の大雨により被害を受けた地域に災害救助法が適用されました。弊社では、当該地域でご契約いただいているご契約者のみなさまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

**1. 契約の継続手続き**

災害救助法の適用日から、2か月後の2022年（令和4年）10月末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2か月後の2022年（令和4年）10月末日までにご継続手続きをいただければ、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

**2. 保険料払込の猶予**

災害救助法の適用日から、2か月後の2022年（令和4年）10月末日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2か月後の2022年（令和4年）10月末日まで、その払い込みを延期することができます。

災害救助法適用地域（2022年8月4日19時30分公表）

適用市町村		適用日
山形県	米沢市（よねざわし） 寒河江市（さがえし） 長井市（ながいし） 南陽市（なんようし） 西村山郡大江町	8月3日

	<p>(にしむらやまぐんおおえまち) 東置賜郡高畠町</p> <p>(ひがしおきたまぐんたかはたまち) 東置賜郡川西町</p> <p>(ひがしおきたまぐんかわにしまち) 西置賜郡小国町</p> <p>(にしおきたまぐんおぐにまち) 西置賜郡白鷹町</p> <p>(にしおきたまぐんしらたかまち) 西置賜郡飯豊町</p> <p>(にしおきたまぐんいいでまち)</p>	
新潟県	<p>村上市 (むらかみし)</p> <p>胎内市 (たいないし)</p> <p>岩船郡関川村 (いわふねぐんせきかわむら)</p>	8月3日
石川県	<p>金沢市 (かなざわし)</p> <p>小松市 (こまつし)</p> <p>白山市 (はくさんし)</p> <p>加賀市 (かがし)</p> <p>能美市 (のみし)</p> <p>野々市市 (ののいちし)</p> <p>能美郡川北町 (のみぐんかわきたまち)</p>	8月4日
福井県	<p>南条郡南越前町(なんじょうぐんみなみえちぜんちよう)</p>	8月4日
青森県	<p>弘前市 (ひろさきし)</p> <p>五所川原市 (ごしょがわらし)</p> <p>つがる市 (つがるし)</p> <p>平川市 (ひらかわし)</p> <p>東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち)</p> <p>西津軽郡鱒ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち)</p> <p>西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)</p>	8月9日

<p>中津軽郡西日屋村  (なかつがるぐんにしめやむら)</p> <p>南津軽郡藤崎町  (みなみつがるぐんふじさきまち)</p> <p>南津軽郡大鰐町  (みなみつがるぐんおおわにまち)</p> <p>南津軽郡田舎館村  (みなみつがるぐんいなかだてむら)</p> <p>北津軽郡板柳町  (きたつがるぐんいたやなぎまち)</p> <p>北津軽郡鶴田町  (きたつがるぐんつるたまち)</p> <p>北津軽郡中泊町  (きたつがるぐんなかどまりまち)</p>	
--	--

<本件に関するお問い合わせ先>

<p>日本支社 03-5962-9500 (代)  (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)</p>	<p>〒100-0005  東京都千代田区丸の内 1-7-12  サピアタワー19 階</p>
<p>大阪事務所 06-6245-5447  (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)</p>	<p>〒542-0081  大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18  郵政福祉心斎橋ビル 7F</p>

以上